芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更 芦屋市都市計画マスタープランの変更 (芦屋市決定)

(諮問第70号)

_	46	_
---	----	---

った箇所) に変更を行 回の都市計画審議会以降 擅 新旧対照表 3 iD 7 スタ 1 ■芦屋市都市計画[.]

都市計画審議会説明用資料

 年齢階層別に見ると,昭和45年では年少人口(0~14歳)15,190
 人(21.4%),生産年齢人口(15~64歳)50,531人(71.2%),老齢人口(65歳以上)5,217人(7.4%)であったものが,平成22年では年少人口が12,635人(13.6%),生産年齢人口が58.820人(63.2%)と、全体に占める割合が減少しているのに対し、老齢人口は21.570人成(23.2%)と増えています。今後も少子高齢化の傾向は継続し、平成42年には老齢人口は30%を超えることが予想されています。本市は住宅都市としての性格上,市域外への従業者・通学者が多く、昼間人口率は昭和45年以降おおむね80.0%前後で推移しており大きな変化はありません。 本市では市街化区域のほとんどが人口集中地区(DID)※に含まれます。人口集中地区の面積は昭和45年から55年にかけて6.1k ㎡から7.6k㎡へと増加していますが、これは芦屋浜地域の埋立ていたる市橋化や山麓地域の一部が入口集中地区となったためで、その後の面積は大きく変わっていません。人口集中地区とから、その後の面積は大きく変わっていません。人口集中地区人口は、昭和45年の68,060人から増加して昭和55年から安定し、平成2年では85,341人となっていましたが、震災後は、市街地中心部の被きが大きかったことから大きく減少し、平成7年では72,353人となっています。まちの復興と併せて平成12年には79,489人、平成17年には85,497人、平成22年には86,336人と、震災前の水準に回復しています。 通した意 主要な都市機能を果たしている市役所や市民センター,保健福祉センター,学校・幼稚園・集会所等の公共施設の有効利用を図るとともに、ネットワーク化によって相互の補完機能を充実させる必要があります。 また、すべての歩行者や自転車に優しく快適な空間を提供するため、現道の状態や周辺の土地利用、歩道空間の確保や道路の緑化、地道と巨転車道の区分の明示、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー※の設置、無電柱化などを検討します。 ょん、9 へての歩行者や自転車に優しく快適な道路空間を提供するため、道路幅員や周辺の土地利用, 広幅員歩道の確保や道路の緑化、歩道と自転車道の区分の明示、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画, 景観に配慮したストリートファニチャー※の設置, 無電柱化などを検討します。 道長寿命化計画等を策 5に、市街化区域内の下 女修などの機能強化を槆 5とともに、下水汚泥の再 (平成24年3月改訂) 図1-5、1-6の変更(H22国勢調査・確定値より作成) 図1-7の変更(H22国勢調査・確定値より作成) -9の変更(H22国勢調査・確定値より作成) 下水道の維持管理に当たっては、下水道手定し、合流区域の分流化を検討するとともに、水道施設については、計画的な増強や改修討します。また、処理水の有効活用を図るとと利用などを広域で進めます。 平成12年度(2000年) 平成17年度(2005年) 平成22年度(2010年) 平成27年度(2015年) 平成32年度(2015年) 水防計画 「平成22年」の表中 山手幹線全線開通 芦屋川南特別景観地区の指定 第4次芦屋市総合計画を策定する 23年度) 見直し(平成22年 芦屋市都市計画 計画基準年次 計画開始年次 計画修正年次 計画目標年次 凡例 1) 人口及び世帯数の動向 本市の人口は,昭和45年から60年にかけてかなりの勢いで増加 し,平成2年には増加の勢いは衰えたものの,人口87,524人,世帯し、 数32,427世帯に達しました。これをピークに,その後人口はやや停数で 滞傾向にありましたが,平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の影 滞 響を受け,平成7年の人口は75,032人,29,070世帯と大幅に減少響。 上ました。その後、まちの復旧・復興に伴い平成12年には83,834人し に回復し、平成17年1月現在においては90,410人となっています。 平均世帯人員は,昭和45年には1世帯当たり平均3.4人でしたが 年々減少し,平成12年には約2.5人となっています。 年齢階層別に見ると,昭和45年では年少人口(0~14歳)15,190 4(21.4%), 生産年齢人口(15~64歳)50,531人(71.2%), 老齢人人(16.6歳以上)5,217人(7.4%)であったものが, 平成17年では年少口(6.6歳以上)5,217人(7.4%)であったものが, 平成17年では年少口(人口が11.727人(12.9%), 生産年齢人口が60,298人(66.6%)と、全体に占める割合が減少しているのに対し、老齢人口は18.422人全(20.3%)と増えています。今後も少子高齢化の傾向は継続し、平成(23.42年には老齢人口は30%を超えることが予想されています。本市は住宅都市としての性格上,市域外への従業者・通学者が考え、昼間人口率は昭和45年以降おおむね80.0%前後で推移し多く、昼間人口率は昭和45年以降おおむね80.0%前後で推移しることがり大きな変化はありません。 本市では市街化区域のほとんどが入口集中地区(DID)※に含まれます。人口集中地区の面積は昭和45年から55年にかけて6.1k がいから7.6k㎡~と増加していますが、これは芦屋浜地域の埋立て にたままが得化や山麓地域の一部が入口集中地区となったためで、にその後の面積は大きく変わっていません。人口集中地区人口は、昭和45年の68,060人から増加して昭和55年から安定し、平成2年 昭和45年の68,060人から増加して昭和55年から安定し、平成2年 昭和では85,341人となっていましたが、農災後は、市街地中心部の被 でり書が大きかったことから大きく減少し、平成7年では72,353人となっています。まちの復興と併せて平成12年には79,489人、平成17年 ていには85,497人と、震災前の水準主で回復しています。 また、すべての歩行者や自転車に優しく快適な道路空間を提供するため、道路偏員や周辺の土地利用、<u>財政状況を勘案しつつ、</u> 広幅員歩道の確保や道路の緑化、歩道と自転車道の区分の明示、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー※の設置、無電柱化などを検討します。 また、すべての歩行者や自転車に優しく快適な空間を提供するため、現道の状態や周辺の土地利用、<u>財政状況を勘案しつへ</u>、歩道空間の確保や道路の緑化、歩道と自転車道の区分の明示、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー※の設置、無電柱化などを検討します。 下水道の維持管理に当たっては,下水道長寿命化計画等を策定し,合流区域の一部の分流化を検討するとともに, 市街化区域内の下水道施設については, 計画的な増強や改修などの機能強化を検討します。また, 処理水の有効活用を図るとともに,下水汚泥の再利用などを広域で進めます。 主要な都市機能を果たしている市役所や市民センター、学校・稚園・集会所等の公共施設の有効利用を図るとともに、ネットワーク化によって相互の補完機能を充実させる必要があります。 度度度 定 平成12年] 平成17年] 平成32年] 地区の指) 芦屋市都市計画マスタ 「平成22年」の表中 山手幹線全線開通 芦屋川南特別景観地 計画基準年次 計画開始年次 計画目標年次 INDEX 5 9 17 33 46 頁 8 1 ± \mathcal{Y} 全体構想 2 実現に向けた都市計画上の (2)都市施設 マスタ-位置付(の配慮 まちづくりの整備方針 (2) 都市施設の整備方針 ③地域幹線道路 の手 2) 都市施設の整備方針 5) その他都市施設の 整備方針 ①下水道整備方針 J : 計画の構成と策定の (1)計画の位置づけ ■ 計画年次 | 芦屋市都市計画マ | ンの全体構成と位)都市計画道路の 事業化に際しての 事項 (2)計画策定の手順 図 都市計画マスタ-の策定手順 **芦屋市の現況** (3) 社会的条件 ›交通施設^惠 配慮事項 (4) まち 表紙 谷図 図プラ (2) 現況 序論

8

10

=

12

6

3

14

	項目	Ш		· 操
	(3) 自然環境保全及び 都市環境形成の方針 2) 都市環境の保全と形成 ①住環境の保全と形成	47	山手地域や芦屋川沿い、芦屋浜地域の低層住宅地では、景観地区や風致地区、緑の保全地区及び建築協定や地区計画などに、よって乳油の優れた住環境を保全するととは、、生垣や庭木などに、よる民有地内の緑化を促進するため、助成制度 <u>の創設を検討</u> しま、土ま、「曹間のレートアイランド報舎※や出日社が、梅華へのか、	山手地域や芦屋川沿い、芦屋浜地域の低層住宅地では、景観地区や風致地区、緑の保全地区及び建築協定や地区計画などによって現在の優れた住環境を保全するとともに、生垣や庭木などによる日有地内の飛化を促進するため、助成制度 <u>を継続して実施</u> します。キャーキャー音画のドートアイランド目象※や出口柱が、結群へのか
	第	48	ルネット・スタンと カース・スタン カース・スタン カース・スタン カース・スタン カース・スター カース・スター カース・スター カース・スター カース・スター カース・スター カース・スター 東京 カース・スター 東京 カース・スター アイブンド 現象の緩和や緑被率の向上のため, 兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」や本市の「緑化基金事業」、等の趣旨に基づき, 屋上緑化や壁面緑化, 駐車場敷地の緑化等。を積極的に促進します。	シャ・ストンスである。 ファール・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス
	(4) 都市景観形成の方針	52	本市では、美しい川と <u>施</u> 緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然 を背景に、市民の参画と協働の下、美し、住宅地の景観が形成さ 景(れ、これまで様々な景観誘導施策を実施してきました。さらに、これ れ当 らの施策の実効性を高めるため、平成21年度には市全域を景観法 施約 にためられている「景観地区」に指定しました。今後は総合的な景 観行政の指針となる「景観計画」を策定するととに、「景観計画」 行政祭の基本計画」に基づく良好な景観形成を継続します。	然 本市では、美しい川と緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背 さる 景に、市民の参画と協働の下、美しい住宅地の景観が形成され、ここれ れまで様々な景観誘導施策を実施してきました。さらに、これらの 現法 施策の実効性を高めるため、平成21年度には市全域を景観法に 景 定められている「景観地区」に指定しました。今後は総合的な景観 「一行政の指針となる「景観計画」を策定するとともに、「景観計画」や 「緑の基本計画」に基づく良好な景観形成を継続します。
	1)都市景観保全の方針	52	このほか、まちの景観要素となっている和館、洋館を有する邸宅街、樹林地・緑地・母跡文化財、社寺林等については、市民の協力を得ながら景観重要建造物等の指定や、緑の保全地区※の指定を図りつつ、適切な保全・活用に取り組みます。また、芦屋川沿いなど特徴ある景観の保全・育成が求められている地区については、特別景観地区に指定するなど、地域固有の景観の保全・向上はを強化します。	このほか、まちの景観要素となっている和館、洋館を有する邸宅 事、樹林地・緑地・史跡文化財、社寺林等については、市民の協 力を得ながら景観重要建造物等の指定や、緑の保全地区※の指 定を図りつつ、適切な保全・活用に取り組みます。また、芦屋川沿 いなど特徴ある景観の保全・育成が求められている地区について は、全後も特別景観地区に指定するなど、地域固有の景観の保 全・向上を強化します。
	(5) 市街地及び住宅地整備の方 針 2) 住宅の整備方針 ①公営住宅の適正な維持管理	57	「芦屋市賞住宅等ストック総合活用計画」に基づき、安心・安全で良質な住宅ストックを長期にわたって確保するとともに、良好な居民環境形成を総合的に推進するため、本市の財政状況等を考慮しながら計画的な住宅整備や適切な維持管理を行っていきます。	「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、安心・安全で良質な住宅ストックを長期にわたって確保するとともに、良好な居住環境形成を総合的に推進するため、計画的な住宅整備や適切な維持管理を行っていきます。
	(6) 都市防災の方針 1) 防災系禄地の配置 ①山地の防災対策	59	ぼ全域が砂防指定区域及び保安林※に指	本市北部の山地はほぼ全域が砂防指定区域及び保安林※に指 定されていることから、防災系緑地として保全を図ります。また、芦 屋川上流や芦有道路沿道,奥池地区周辺において治山、砂防対 寮を講じるように関係機関と協議して進めます。加えて、山裾での 土砂災害の発生及び住宅の被害を未然に防止するために、「六甲 山系グリーンベルト整備事業」等による植林や維持管理等、安全対 第の強化について関係機関と協議して進めます。
	(1) 福祉のまちづくり方針 1)ユニバーサルデザイン のまちづくりの推進	62	設の整備に当たっては、 <u>官民間わず、だれもが利</u> ニュニバーサルデザインの考えの普及・啓発を実施	なお,各種施設の整備に当たっては,だれもが利用しやすいよう,官民間わずユニバーサルデザインの考えの普及・啓発を実施していきます。
	(8) 市民,事業者及び行政による参画と協働のまちづくり4) 行財政を踏まえた整備(1)効果,効率を重視した整備	65	関連事業による多大な支出を余儀なくされた本市では、事 する財政的なバックアップ体制は当面期待できません。ま 子高齢社会を迎え、財政状況も厳しさを増すことが明らかな り中で、今後は施設整備や維持管理を財政的観点からとら イフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。	震災関連事業による多大な支出を余儀なくされた本市では、 <u>財</u> 政権全化に取り組み、早期に安定した財政運営が求められます。また、少子高齢社会を迎え、財政状況も厳しさを増すことが明らかな状況の中で、今後は施設整備や維持管理を財政的観点からとらえ、ライフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。
- T	也域別構想 3 山手地域のまちづくり方針			
	(1)地域の現況, 課題及び将来 像 1)山手地域の現況と課題 ■現況		利し、他の「中」	地域内には、山芦屋町の滴翠美術館や、六麓荘町の芦屋大学、朝日ケ丘町の甲南学園(中・高校)などの文教施設や、市立養護老人ホーム和風園や三条デイサービスセンターなどの福祉施設があります。
	3)山手地域の将来都市構造 ②声屋の歴史と触れ合う拠点		J = 1/	全国的にもめずらしい弥生時代の高地性集落跡 <u>として、平成23</u> 年2月に国史跡に指定された会下山遺跡、縄文文化期の朝日ケ丘 遺跡、六甲山地南麓における代表的な古墳時代後期の八十塚古
		83	荘町周辺, 秋祭りには地車(だんじり) ※でにぎわい境内に古墳も 183 見られる芦屋神社及び国指定の重要文化財であるフランク・ロイド・(ライト設計の旧山邑邸※は, 歴史的にも文化的にも貴重な景観賞 がとして, 「芦屋の歴史と触れ合う拠点」に位置付けられます。 1	資群の横穴式石室が見学できる六麓荘町周辺, 秋祭りには地車だんじり) ※でにぎわい境内に古墳も見られる芦屋神社及び国指定の重要文化財であるフラング・ロイド・ライト設計の旧山邑邸※3, 歴史的にも文化的にも貴重な景観資源として,「芦屋の歴史と触れ合う拠点」に位置付けられます。
	(4) 自然環境保全及び都市環境 形成の方針 1) 水辺を生かしたビオ トープの形成			字屋川は市民にとって身近な存在である 物が生息していることから、動植物の生息 を進めます。 だ、現在自然観察公園として活用されて い野鳥がやってくる岩園天神社近くの灯 と触れ合える身近なビオトープであること がら維持活用を図ります。
	(5) 都市景観形成の方針 2) 住宅地景観の保全	06	<u>ある程度まとまって</u> 良好な住宅地が形成されている地区において は、景観地区の基準に基づく建築物の形態意匠の規制のほか、建 築協定や地区計画等の導入を促して住環境を保全することにより、 統一感のある街並み景観の形成を図ります。特に、低層戸建住宅 地区や、朝日ケ丘町西側の中層集合住宅が集まっている地区に おいて、導入を促進します。	良好な住宅地が形成されている地区においては、景観地区の基 準に基づく建築物の形態意匠の規制のほか、建築協定や地区計 画等の導入を促して住環境を保全することにより、統一感のある街 並み景観の形成を図ります。特に、低層戸建住宅地区や、朝日ケ 丘町西側の中層集合住宅が集まっている地区において、導入を促 進します。
	(7)都市防災の方針 2)急傾斜地における 土砂災害の防止	91	当地域には急斜面が多く,災害時に地盤の崩壊などによる被害 が予想されることから,「宅地造成工事規制区域」の指定に基づく が適切な開発指導や <u>土砂災害警戒区域等の周知を</u> 関係機関と協議 適切して進めます。また,山裾での開発による宅地の拡大を抑制し,安 進全な住宅地の形成と災害防止に努めます。特に,芦屋川左岸の急 住野面地は崩壊の危険性があるため,土地活用時や建築計画時に 地崩壊危険の防除を図るように適切に指導します。	当地域には急斜面が多く,災害時に地盤の崩壊などによる被害が予想されることから,「宅地造成工事規制区域」の指定に基づく適切な開発指導や <u>安全対策の強化について</u> 関係機関と協議して進めます。また,山裾での開発による宅地の拡大を抑制し,安全な住宅地の形成と災害防止に努めます。特に,芦屋川左岸の急斜面地は崩壊の危険性があるため,土地活用時や建築計画時に崩壊危険の防除を図るように適切に指導します。
4	 中央地域のまちづくり方針 (1) 地域の現況, 課題及び将来像 1) 中央地域の現況と課題 ■課題 	93	当地域は、急速な市街地形成と都市機能の集中によって様々な 課題を抱えています。交通が停滞する東西方向については山手幹 課 線の全通等により一定のアクセス強化が図られつつあるものの、再 北方向の交通アクスの改善による地域コミュニケーションの確保 や、災害時の物質輸送路となる路線の確保を図る必要があります。線 国道43号などの広城幹線道路沿道では通過交通の騒音や振動な と此対でのマンション等の増加や土地利用の高度化によって、市 を地内でのマンション等の増加や土地利用の高度化によって、市 存地内でのマンション等の増加や土地利用の高度化によって、市 有地から緑が失われつつあることや、まとまった緑地やオープンス ペースの確保が困難な状況など、震災復興関連事業完了後の住 環境の変化に対応する、総合的なまちづく9の推進が必要となって います。	ない。当地域は、急速な市街地形成と都市機能の集中によって様々ない。当地域は、急速な市街地形成と都市機能の集中によって様々ない。 素 課題を抱えています。交通が停滞する東西方向については山手幹 線の全通等により一定のアクセス地化が図られつつあるものの、
	(3)都市施設整備の方針 2)駅前広場の整備方針	101	育地区は駅前広場 <u>の</u> 整備を検討し,本市の南玄関の10の景観にも配慮しながらJR芦屋駅周辺の交通機能ます。	JR芦屋駅南地区は駅前広場 <u>も含めた整備を検討し、本市の南</u> 玄関の顔として、周辺の景観にも配慮しながらJR芦屋駅周辺の交通機能の充実を図ります。
	3)駐車場等の整備方針 ①駐車場	101	川でのレカリエーション需要に伴う駐車場ニーズに対 先在駐車場の開放や民間及び関係機関の協力によ 保等を検討します。 辺においては、既存ストックの有効活用を図り平日の 注高めるために、パーク・アンド・ライドの導入を関係 で進めます。	(上段削除) JR芦屋駅周辺においては、既存ストックの有効活用を図り平日 の駐車場利用率を高めるために、ペーク・アンド・ライドの導入を関 係機関と協議して進めます。

H24.1.16 都市計画審議会説明用資料

芦屋市都市計画マスタープランの見直しに係る市民意見と市の考え方について

「広報あしや 9月15日号」にお知らせを掲載し,同日から市役所北館1階行政情報コーナー,ラポルテ市民サー 素案の閲覧

ビスコーナー, 都市計画課のほか, 市ホームページで閲覧

平成23年9月26日(月)~平成23年10月26日(水)

意見を寄せられた人数 4人

意見募集期間

6件 意見の件数 意見の内容と市の考え方 以下のとおり

(取扱区分)

実施にあたり考慮・・・意見内容を考慮するもの

素案で考慮済み・・・意見の趣旨を既に素案に織りこみ済みのもの

説明・・・素案の趣旨に対して説明し理解を得るもの

回答・・・意見に対しての答え

	ご意見の内容	取扱区分	市の考え方・回答
	スポーツ基本法の制定,少子高齢化社会,青少年センターの利用		都市計画事業や公共施設の新設・建替えなどの実施に際しては,
	状況をふまえ,体育館(アリーナのある)の新設の建設を希望しま		当該施設の活用方法や,既存施設の統廃合を検討し,事業の優先
٢	of the state of th	出	性や財政状況を見ながら判断してまいります。
T	芦屋市は近隣他市に比べ,スポーツ(運動)に対する取り組みが	17. 77. 1. 7. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
	地域活動や団体に依存しすぎであると考えます。		
	ソフトの部分を依存するのであるなら, ハードの部分を市が整備		

	すべきと考えます。 青少年センターの利用状況は競技場でいえば、2ヶ月先の施設利		
	住宅都市を目指すのであれば, 住民活動の場を提供する必要性があると考えます。		
	阪急の線路を挟み, 南地域と北地域に対する市の予算のかけかた に差があると感じます。		都市計画に関する基本的な方針を定めていますので予算に関することは記載いたしませんが,本編 (be2) [4) 行財政を踏
	同じ芦屋住民,同じ税金を払っています。 格差の是正を求めます。		まえた整備 ①効果,効率を重視した整備」に基づき,取り組んでまいります。
23		説明	なお、阪急以北は、良好な住宅地が形成されている現在の生 活環境を今後も守り育て、豊かな自然に囲まれた潤いあるまち
			づくりを目指す地域として山手地域に位置づけられています。 また, 当該地域は急勾配等の地形的な制約条件があり, 難し
			い状況ではありますが、引き続き、安全で安心できるまちづく りへの取り組みを行ってまいります。
က	JR や阪神等の踏切での渋滞解消のため、未整備の都市計画道路については、「あり方の研究」でなく、必要な個所については、積極的な整備が必要である。	素 を 発 画 か 済	都市計画道路の事業実施については,本編 (p43)「⑦都市計画道路の事業化等に際しての配慮事項」に記載しているように,「あり方の研究」を進めるとともに,様々な視点から優先順位を検討し,必要な箇所については,財政状況も考慮しながら計画的に整備を行ってまいります。

	芦屋は今後も住環境の良さを売りに発展していくべきであると思	現行法よりも規制を厳しくするには、建築協定や地区計画とい
4	います。 用途地域内の建築物の用途制限という表には、カラオケボックスは ダメ、キャバレーはダメ、と明記されていますが、小さいカラオケス ナックについては明記されていませんので、市では対処できないのだ と思いますが、「住環境の声屋市!」では、より細かい規制を入れ、 本当に住環境を守る事が出来る、細部にまで目の行き届いた都市計 面、他の市で家を買えば、こういうことが起こりえますが、芦屋で家 を買ったら、こういうことは起こりえません!と安心して子育て世代 を迎え入れられる規制をお考え頂きたいです。	った手法により地域ごとにまちづくりのルールを別途設けることができます。地域主体でルールを検討していただき,市の認可を得ることにより規制することが可能です。ただし,地域の居住者及び地権者の合意が原則必要となり,地域主体で検討していただく必要があるため,かなりの時間と労力を要します。また,それらのルールが策定できれば新しい出店は規制することができますが,既存のものには引き続き営業が認められますので,すぐにそれらの用途を完全に禁止することはできません。詳しくは下記ホームページをご覧ください。 http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/machizukuri.html
ιΩ	人口推移予測では 2015 年をピークに減少していくとありますが, これからの人口減少と年齢構成の大幅な変化 (高齢者の急増) は都市 計画の大幅な見直しを求めています。人口減少, 高齢者急増といった ことを正面からとらえての都市計画が必要ではないでしょうか。公共 交通の整備, 空き家対策, 零細商店の配置などが求められてくると思 いますが, それらはすぐにできるものではなく準備をしていく期間が 必要です。人口減少社会の観点をもっと強く打ち出し, 対策準備を行 う計画にすることが求められていると考えます。	芦屋市の人口は、震災による減少から徐々に回復し、近年は震災前を上回る増加となっておりますが、今後の高齢化の進行や人口減少への転換は多岐にわたる課題として危惧しているところです。 なお、本編(p65)「4)行財政を踏まえた整備 ①効果, 効率を重視した整備」にて以下のように記載していますので, 今後の留意事項とします。 「少子高齢社会を迎え, 財政状況も厳しさを増すことが明らかな状況の中で, 今後は施設整備や維持管理を社会情勢や財政的観点からとらえ, ライフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。」

	防災の点です。都市計画の観点で防災を考えれば, 危険地に住宅建		本編 (p59) の「(6) 都市防災の方針」に,災害に強いまち
	設をさせないといったことが必要ではないでしょうか。東日本大震災		づくりを進めるために、様々な対策に取り組んでいます。
	の教訓は, 沢や池, 沼, 田の埋め立て地では液状化や斜面地の崩れが		山裾部での土砂災害の発生及び住宅の被害を未然に防止する
	深刻な状況をつくりだしています。切り土はいいが盛り土はくずれる		ため「六甲山系グリーンベルト整備事業」等による植林や維持
Ų	といった現象が起きています。現行で危険地への対策を取るととも 素箸	素案で	管理等の安全対策について関係機関と協議し進めることとして
0	に,都市計画としてはそうした場所を危険地としていくことが必要か 考慮	考慮済	います。
	と考えます。後付けの防災ではなく,予測される災害を防止すること		また,急傾斜地の崩壊,土石流の土砂災害については,平成1
	を備えた都市計画にしていくことを求めます。		9年9月に兵庫県が土砂災害警戒区域として指定しており, 市と
			しても防災情報マップ等にて土砂災害に関する情報を啓発してい
			班子。